

税務署からのお知らせ

～ 確定申告書を提出された方へ ～

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。

請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

【手続方法】

更正の請求書に必要事項を記入して、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を記載した書類（寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領証）とともに納税地の所轄税務署長に提出してください。

更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

また、更正の請求書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②請求する方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

更正の請求書を提出されますと、税務署でその内容を検討し、その請求内容が正当と認められた場合は、更正の請求を行った方に更正通知書が送付されます。

【期間】

更正の請求ができる期間は、原則、法定申告期限から5年以内です。

更正の請求書は国税庁HPでも作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から更正の請求書を作成することができます。

更正の請求書を作成される場合は、作成コーナートップ画面「提出した申告書に誤りがあった場合」の「[新規に更正の請求書・修正申告書を作成する](#)」を選択（クリック）してください。

新規に更正の請求書・修正申告書を作成する' (highlighted with a red dashed box and a hand icon) and '→ [更正の請求書・修正申告書の作成を再開する](#)'."/>

税務署での相談を希望される場合

税務署では[面接相談の事前予約](#)を実施しております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話し、相談日時を予約してください。

所轄の税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って、「2」を選択しますと、税務署につながりますので、「相談の予約をしたい」とお伝えください。

▶ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関するお問合せ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。
自宅で申告書を作成中に、操作方法が分からない場合はどうしよう？

大丈夫!!作成コーナーの操作に関するご質問は
お電話で問い合わせることができます。



e - コクセイ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**(全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常通話料金となります。)

間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

マイナンバー

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:30～20:00 ▶土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、デジタル庁のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください(通常通話料金となります。)

▶ 電話による税務相談に関するお問合せ



自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告内容に関して
相談したいんだけど、どうすればいいかな？

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、
お電話で問い合わせることができます。



▶ 来署による税務相談に関するお問合せ



更正の請求に関する必要書類が分からなかったり、更正の請求書を作成できない場合はどうしよう？

更正の請求書の作成は、必要な書類等を持参いただき、
税務署で相談の上作成することができます。
なお、**相談は、事前に予約が必要です。**
※必要書類等は、予約の際にご確認ください。



※ 所轄の税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて
該当の番号を選択してください。